

## 主 文

- 1 平成19年12月27日愛知県名古屋市a区長に対する届出によりされた被告と亡Aとの間の養子縁組が無効であることを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

主文と同旨

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、亡Aの兄である原告が、被告とAとの間の養子縁組（以下「本件養子縁組」という。）の無効確認を求めた事案である。
- 2 前提となる事実（証拠等により容易に認められる事実）
  - (1) A（昭和23年2月26日生）は、長年医師として勤務し、平成19年2月末日、勤務先のB病院を退職した（甲44）。  
Aは、同年4月17日、C病院に医療保護入院し、同年5月7日、耐性結核の治療のためD病院に入院し、同年10月31日に同病院を退院した（甲44、46）。
  - (2) 被告（昭和42年4月9日生）は、結核治療のためD病院に入院中の平成19年8月ころ、Aと知り合った（甲43、被告本人、弁論の全趣旨）。
  - (3) 被告とAは、平成19年12月27日、本件養子縁組をした（甲1の1）。
  - (4) Aは、平成20年6月27日に死亡した（甲1の1）。

### 3 争点

本件養子縁組は有効か否か

（原告の主張）

#### (1) Aの意思能力

Aは、本件養子縁組前に意思能力が相当程度低下しており、本件養子縁組時に養子縁組を行うだけの意思能力は存在しなかった。

ア Aは、平成19年2月末にB病院を退職したところから、次のとおり、躁状態及び認知症と疑われる行動をしていた。

(ア) よく検討もしないで東京のマンションを購入し、購入後、どの部屋を購入したのか答えられない。

(イ) バレンタインチョコレートをもらった女性のためにジャガー(車)を買いたいと言い出す。

(ウ) 原告に対し、支離滅裂な手紙を出す。

(エ) 会社を起業したい、特許を出願する、エッセイストクラブ賞を狙うなどと言い出す。

(オ) 霊園が高いとか、ホテルで金を盗まれたとクレームを付ける。

(カ) 寂しい、感動したなどの理由で突然泣き出す。

(キ) 無賃乗車、無銭飲食等を繰り返す。

(ク) 自宅の鍵を紛失する。

(ケ) 自分の身の回りのことができなくなる。

(コ) 亡くなってもいない人のことを死んだと言い出す。

イ また、Aは、D病院に入院中も、次のとおりの状態であった。

(ア) 手や服に便がこびりついているのに気にとめない。

(イ) 病室にじっとしていられず、ふらふらと出て行ってしまう。

(ウ) 看護師の言うことを聞かない。

(エ) 意味不明なことやつじつまの合わないことを言う。

(オ) 原告以外の者との面会制限を求める。

(カ) 使用する塩や醤油を指定する。

ウ 被告は、Aが本件養子縁組の意思を有していた証拠として乙6の1を提出する。

しかしながら、E司法書士は、来所した人物がAであるか確認しておらず、また、来所した人物がAであったとしても、いきなり初対面の司法書

士に養子縁組の相談に赴くのは奇異であり、被告がAの意思能力の欠如を指摘されないための工作を行っていたのではないかとの疑問がある。

(2) 本件養子縁組の不合理性

被告とAは、知り合って5か月、同居を始めて2か月という短い期間に本件養子縁組をしており、Aが、養子縁組の意味を十分理解していたとは到底考えられない。また、被告は、次々と高級車を買換えるなどの浪費癖があったほか、周囲の迷惑を考えないで行動するなど常識を欠く人物であるから、Aがそのような被告と養子縁組をしたとは到底考えられない。

(3) 本件養子縁組後の被告の行為の不合理性

被告は、次のとおり、本件養子縁組が有効であればとらない行為をした。

ア 被告は、再三の要求にもかかわらず、養子縁組無効確認調停期日に一度も出席しなかった。

イ 被告は、Aの死亡後、同人名義の銀行口座から2400万円以上の預金を引き出した。

ウ 被告は、平成21年2月19日、合理的必要性がないのに、A宅の建物の所有名義を自己名義に移転した。

エ 被告は、Aからの相続財産について相続税の申告をしなかった。

オ 被告は、最も有利な証言を得られる可能性の高いFの陳述書を提出せず、証人申請もしなかった。

(被告の主張)

(1) Aの意思能力

ア 原告は、Aが意思能力を欠いていたと主張するが、意思能力は治療を受けることなどによって回復するのであるから、本件養子縁組から遠く離れた時点での事実を挙げては役に立たず、Aが平成19年12月27日時点で意思能力を欠いていたことを証明すべきである。

しかるに、Aは、平成19年10月終わりにころに退院した後、自分で

金を管理し、買い物の都度金を出し、中古車屋へ出向いて値段や費用を確認して中古車を購入し、養子縁組の際にも、相続関係等を確認して養子縁組をし、被告の皮膚病の治療のため病院に同行したり、見舞いに来るなどしていた。

なお、身分行為に要求される意思能力は、具体的行為が何であるかを弁識できる程度で充分であり、財産行為に要求される意思能力とは程度が異なる。

イ 本件のAの場合、知り合って5、6か月にしかならない者とはいえ、同居をしている者を養子にしたものである。また、Aは、原告によってGとの結婚を妨害され、精神病院に放り込まれて立腹し、原告には相続させたくないとまで口にしており、自ら司法書士に相談に行き、養子縁組をすれば原告に財産が行かないと判断して、自己や被告の戸籍全部事項証明書を取り寄せ、区役所で入手した養子縁組届出書に自ら記載し、養子の署名捺印を被告に求め、証人にも住所氏名捺印を求めた上、被告を伴ってa区役所に出向き、戸籍事務管掌者により、本人確認と意思確認を受けて受理されたのであるから、本件養子縁組が無効とされる余地はない。

ウ 原告主張(1)ア及びイの事実は否認する。

(ア) 上記原告主張(1)ア(ア)について、Aの話によれば、原告が半ば勝手に購入したものであるし、大規模な分譲マンションであるため、契約書類を見なければ部屋の番号など分からなくて当然である。

(イ) 上記原告主張(1)ア(イ)について、GとAの間には結婚の約束ができており、同人らが結婚の話をしないととぼけたのである。なお、Aが高額なジャガーを婚約者に対して買い与えるはずはない。

(ウ) 上記原告主張(1)ア(ウ)について、Aはパソコンで活字にして手紙を送っていたから、Aの筆跡ではないのではないかと。

(エ) 上記原告主張(1)ア(エ)ないしイ(カ)は、作り事ないし事を曲げてい

る。

(2) 被告は、D病院に入院中、同じく同病院に入院中のAと雑談をするようになったが、同人とは話の馬が合い、庭を散歩したり、同人からよく話をされて、教わるが多かった。

Aは被告に対し、平成19年9月終わりころには、A方で留守番をしてくれないか、養子になってくれないかなどと話をするようになり、同年10月初めに被告が退院するときには、当座の生活費やA宅の鍵等を渡してくれた。

同月末ころ、Aは退院して被告と同居して共同生活を送っていた。

Aは自動車を買うと言い出し、安いセルシオを購入した。

Aは、本件養子縁組をする際に、専門家の意見を聞くため、平成19年12月中旬ころE司法書士の事務所を訪問し、同司法書士に養子縁組の手続が効力について尋ね、その上で所要書類を自ら集めて被告とともにa区役所へ行って本件養子縁組の届出をした。

(3) 原告は、根拠のない作り話をして、被告を性悪な人間に印象づけたり、Aが知的障害者・精神障害者であると見せかけようとしている。

ア 上記原告主張(3)アについて、まとまる見込みのない調停に病人の被告を出頭させるまでもなかった。

イ 上記原告主張(3)イについて、原告が預金を引き出していると判断していたが、通帳を盗まれたとの話は調停当時出ていなかった。

ウ 上記原告主張(3)ウについて、相続した財産を可能な限り自己名義にするのは当然のことである。

エ 上記原告主張(3)エについて、被告は、原告の妨害行為により銀行から預金の内容を明らかにしてもらえず、申告書類の作成ができずに申告納税ができなくなった。

オ 上記原告主張(3)オについて、Fについては家庭の事情で協力が得られないだけの話である。

### 第3 当裁判所の判断

1 証拠（甲1の1ないし4，甲3，5，8，9の1ないし甲18，20ないし35，41の3，甲42ないし46，48の1ないし8，甲49の1，2，乙1，2，6の1，2，乙7ないし11，証人H，証人I（旧姓J），原告本人，被告本人）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。乙1，2，7ないし11，13及び被告本人尋問の結果中，認定に反する部分は採用することができない。

(1) Aは，原告の双子の弟として出生し，医師の資格を取得して，長年B病院の内科医として勤務していた。

Aには婚姻歴はなく，平成16年以降は，購入した名古屋市a区b c丁目d番地eの土地に居宅を新築し，同所で生活していた。

Aは，定年退職まで1年を残した平成19年2月末にB病院を退職したが，このころから，次のような言動をするようになった。

ア 原告に対し，誤字脱字が多く，内容的にも支離滅裂な手紙を出す。

イ セカンドハウスを持ちたいと言って，東京都中野区内のマンションを購入したものの，部屋の番号，間取り，面積等を答えることができない。

ウ 稚拙な内容のエッセイ集を自費出版し，エッセイストクラブ賞の入賞を狙うと述べる。

エ 特許申請をするものの，補正手続きができずに却下される。

オ 自宅の鍵を紛失し，隣人の協力により鍵交換の手配をすることとなっていたのに，出かけたまま戻ってこない。

カ タクシーに無賃乗車して補導される。

キ 所持金がなくなるまでホテルを泊まり歩く。

ク 東京都に対し，墓の修理代が高いと文句を言う。

ケ 宿泊していたホテルに対し，金を盗まれたと文句を言う。

コ 何の前触れもなく，突然泣き出す。

サ 亡くなくてもいない人が死んだと言って、香典袋を用意する。

シ バレンタインデーにチョコレートをくれたケースワーカーの女性（G）にジャガー（外車）を買いたいと言う。

ス 金を持たずに喫茶店で食事をし、同店に代金を立て替えてもらう。

セ 寝タバコをし、紙コップに吸い殻を捨てる。

ソ ガス栓を閉め忘れる。

タ 知り合いの歯科診療所に行き、騒ぐ。

(甲1の1ないし4, 甲3, 8, 9の1, 2, 甲13ないし18, 20ないし28, 41の2, 3, 甲42, 44, 45, 証人I, 被告本人, 弁論の全趣旨)

(2) 原告は、Aと交流があったところ、A宅の隣に住むIから、上記のようなAの様子を伝えられて不安になり、B病院の院長等と相談し、精神病と結核の治療を受けさせるために入院させることとし、受け入れてくれる病院を探すとともに、Aに受診をするよう説得した。しかしAは聞き入れようとせず、原告を追い出そうとして警察官を呼んだりしたため、原告は、Iから助言を得て、Aを医療保護入院させる方法を検討し、保健所の担当者と打合せをした。

(甲8, 24ないし28, 42, 44, 証人I, 原告本人)

(3) 平成19年4月17日、Aは結核の検査を受け、C病院（精神科）に医療保護入院した。そこでAは耐性結核と診断され、症状が重かったことから、同月19日、結核の治療施設の整ったD病院に転院することとなった。

ところがAは、手や服に便をつけた不衛生な状態なのにこれを気にするそぶりを見せず、病室からふらふら出歩き、看護師から止められても手を振り払うなどして反抗したため、D病院での受入れが困難とされ、同病院到着後わずか約2時間30分で再びC病院に転院することとなった。

(甲8, 29ないし31, 43, 44, 証人H, 原告本人)

(4) C病院に転院後、Aは、心理的な治療を拒否し、デパケンR、コントミン、フルトニトラゼパムの投薬治療を受けた。このころAは、前頭側頭葉に萎縮が見られ、診察時に会話の迂遠、肺結核に対する認識の甘さ、処方薬についての独自の理解を示した一方、痴呆スケール検査への協力を拒んだことから、診断は未確定とされた上で、前頭側頭葉型認知症（疑い）と診断された。

Aは、C病院に入院中、食事をほとんど摂取できず、肺結核の症状も加わって衰弱するなどしたため、C病院での対応が困難となり、平成19年5月7日、再びD病院に転院した。Aは、向精神薬と拒食のため衰弱しており、前回のよう病院の指示に反発して受入れを拒絶されるほどの状況ではなかったが、つじつまの合わないことを言い出したり、身の回りの整理整頓ができず、原告以外の第三者が見舞いに来ても面会を拒絶し、体を清潔にすることや服薬の指示を拒絶することがしばしばあったほか、病院の指示に従わないなどの問題行動が見られた。

(甲4, 32, 43, 44, 46, 証人H)

(5) 被告は、平成19年6月11日からD病院に入院し、Aが大部屋に移った同年8月ころに同人と知り合い、Aと被告はよく話をするようになった。

他方原告は、Aの入院中に、同人の見舞いに行ったり、デパート等で購入した食料品を同人に発送するなどしていた。

(甲43, 44, 48の1ないし8, 乙1, 9, 11, 証人H, 原告本人, 被告本人)

(6) 被告は平成19年10月26日にD病院を退院し、Aから同人宅で留守番を頼まれて鍵を預かるとともに、当面の生活費として20万円を受け取り、同人宅で生活するようになった。

Aは同月末にD病院を退院し、同病院から勧められていたヘルパーの派遣を断り、A宅で被告と同居するようになった。

なお、被告は、A宅で、夜中に大声を出すなどしたことがあった。



(甲 2, 8, 4 2 ないし 4 4, 乙 1, 2, 7, 9, 1 1, 証人 H, 証人 I, 原告本人, 被告本人)

(7) 原告は, 平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日, 名古屋市内の喫茶店で A と会い, 被告について尋ねたところ, A から, 被告は K といい, 以前 × × のトラック運転手をしてしたが, 結核で入院中に離婚し, 行くところがなくなったので自宅に置いてやっていると説明を受けた。

原告は, 被告の悪い評判を聞いていたため, A に対し, すぐに被告を追い出し, 自分の財産を守るように忠告した。

(甲 8, 4 4, 原告本人)

(8) 原告は, A の財産を守るため, 平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日, A について後見開始の申立てをし, 同年 1 2 月 1 3 日に L センターで A に会い, 上記申立てをした旨伝え, 同月 2 8 日に一緒に鑑定を引き受けてくれる医師のもとに行くこととした。

しかし, 同日に原告が A 宅に同人を迎えに行ったところ, 同人は原告に告げずにマンガ喫茶に行ってしまうと在宅しておらず, 鑑定を担当する医師のもとに A を連れて行くことができなかった。

(甲 5, 4 4, 原告本人, 被告本人)

(9) 平成 1 9 年 1 2 月中旬, 被告と A は, E 司法書士の事務所に行き, 養子縁組をするにはどうすればよいのか尋ね, 同司法書士から養子縁組についての説明を受けた。

被告と A は, 同月 2 7 日, 名古屋市 a 区役所に行き, 養子縁組の届出をした。

(甲 1 の 1, 乙 1, 6 の 1, 2, 乙 7)

(10) 原告は平成 2 0 年 1 月 4 日, 再度 A 宅に行つて A を鑑定を担当する医師のもとに連れて行こうとしたが, A はこれを拒否した。また, このとき原告は初めて被告に会い, 同人に対し, 「居候なんかには用はない」と言った。

原告は、その後もAに対し、被告を追い出すように言ったが、Aはボランティアで面倒を見ているなどと答えた。

被告は、平成20年2月12日にM病院に入院し、同年4月30日ころに退院して再びAと同居するようになった。

(甲42, 44, 乙1, 10, 被告本人)

(11) Aは平成20年5月8日にD病院に入院した。このときのAの外見は、ひどく痩せこけ、服や身体が糞尿で汚れており、結核の病状も、排菌量が最も多いプラス3のレベルにあったほか、胸水が1000cc以上溜まっており、危険な状態であった。

(甲43, 乙1, 8, 証人H)

(12) 平成20年5月12日、原告は、PからAが同月8日にa保健所の職員に連れて行かれたとの連絡を受けて、翌13日同保健所に問い合わせた。ところが同保健所は、原告が唯一の保護者と確認できないため(Aの所在について)答えられないと回答し、不審に思った原告は、Aの戸籍謄本を取り寄せ、本件養子縁組の事実を知った。

なお、被告は、自らの親族や原告に対し、本件養子縁組の事実を伝えなかった。

(甲8, 44, 原告本人, 被告本人)

(13) 平成20年5月27日、Aの病状が悪化したため、病院側が被告に対しAに延命措置をとるか否か尋ね、被告は延命措置をとらないと回答した。

同年6月27日、Aは危篤状態となり、死亡した。

原告と被告は、Aの死亡後、D病院の玄関において、本件養子縁組や葬儀を巡って口論となり、D病院の看護師長Hの仲裁によって口論が収まり、原告が喪主を務めることとなった。

(甲8, 43, 44, 乙1, 2, 8, 9, 証人H)

(14) 被告の経歴等

被告は〇〇県で出生し、二度の婚姻と離婚を経て、単身で生活し、平成13年ころに××市に転居し、警備会社に勤務していた。被告は、平成17年ころ、肺結核に罹患していることが分かり、N病院に入院するなどしていたが、平成19年6月11日からD病院に転院して治療を受けていた。なお、被告は、入院中に医療保護及び生活保護を受けていた。

(甲43, 乙1, 2, 9, 被告本人)

(15) Aの財産状況及び被告の行動

Aは、判明しているだけでも、自宅の土地建物、東京都内のマンションのほか、1億3000万円以上の有価証券、9000万円以上の預貯金を有していた。

被告は、Aが平成19年11月ころに購入したセルシオ（自動車）に乗っていたが、Aの資産を基に、平成20年5月ころにボルボ（自動車）に乗り換え、同年9月ころにベンツ（自動車）に乗り換えた後、当該ベンツを処分した。

被告は、平成20年9月5日、A名義の十六銀行△△支店定期預金（口座番号●●●●●●●●）から約900万円を引き出し、同月29日、A名義の中京銀行△△支店の定期預金（口座番号●●●●●●●●）から約500万円を引き出した。

被告は、平成21年2月19日、A宅の土地建物について、Aからの相続を原因とする所有権移転登記手続をした。

(甲9の1ないし甲12の2, 33ないし35, 49の1, 2, 乙2, 被告本人)

2 上記の認定事実を前提に、本件養子縁組が有効か否かについて判断する。

被告とAは、平成19年8月ころに、結核の治療のため入院していた病院で知り合った仲であり、それまでは何ら面識のない関係にあった。また、被告とAは、A宅で同居生活を送るようになったものの、Aの認識では、行くところ

のない被告をA宅に置いているだけの関係であったと認められる。

また、Aは、従前から原告と交流があり、D病院を退院する平成19年10月までは最も原告を頼りにしていたと認められ、他に身寄りがなかったわけではないから、被告との親子関係を創設しなければならない状況があったとは到底認められない。

確かに、Aには、病識がなかったことから、C病院に医療保護入院させられた件や、後見開始申立てをされた件で原告に反感を抱いており、これが本件養子縁組のきっかけとなった点は否定できないが、Aは前頭側頭葉型認知症（疑い）に罹患し、躁状態による脱抑制、人格変化が認められる問題行動も起こしていたのであるから、原告に対する一時の反発感情から、養子縁組の効果についてよく理解せず、本件養子縁組をしたと推認される。

しかも、被告とAの同居後の生活状況を見ても、両者に真に養親子関係を形成する意思があったことをうかがわせる事実関係は認められず、かえって、Aが被告のために居住の場として自宅を自由に使わせたり、生活費や被告が必要とする自動車や家電製品購入のための援助をするなどしており、被告がAに経済的に依存していたとみられてもやむを得ない状況であったというべきである。また、被告は、平成20年2月にM病院に入院することとなったのであるから、自分に代わってAの面倒を見ることが出来る人物を確保すべきであったのにこれをせず、M病院を退院した後も、特にAの世話をせず、Aが病院に行かなくていいと述べていたことを口実に、医療機関による治療を受けさせることもしなかったのである（なお、Aが平成20年5月にD病院に入院後、被告がAの見舞いに行っていた事実は認められる。）。

さらに、被告が、Aの死後の墓守等もせず、財産を確保するためだけに関心を有しているのではないかとの疑いをもたれてもやむを得ない行動をとっていることや、自らの親族に対してはもちろん、Aの兄である原告に対しても本件養子縁組の事実を告げていないことも、本件養子縁組の有効性に疑問を持つべ

き事情といえる。

したがって、本件養子縁組の経緯には、不自然不合理な点が少なからず認められ、Aに真に養親子関係を形成する意思、すなわち本件養子縁組の意思があったと認めることは困難であり、本件養子縁組は無効といわざるを得ない。

3 上記判断に対し、被告は、本件養子縁組はAの意思に基づき有効に行われていると主張し、これを裏付ける証拠として乙6の1，2等を提出する。

確かに、Aが自ら、司法書士に対し、養子縁組の意思があることを表明していた事実は認められる。しかしながら、上記で検討したとおり、本件養子縁組に至る経緯には不自然不合理な点があることや、Aの当時の病状からすると、Aが本件養子縁組の意味を理解し、真意に基づいて養子縁組をしたとは認められないというべきであって、被告の主張を採用することはできない。

4 よって、主文のとおり判決する。

名古屋家庭裁判所家事第2部

裁判官 蛭 名 日奈子